

福祉機器の貸し出し



日高市社会福祉協議会では、障がい、疾病や高齢等の理由により緊急で一時的に必要となった福祉機器の貸し出しを行っております。

- 対象者 市内在住者の社協会員世帯
※他制度（介護保険等）により機器の購入、貸与できる方は原則利用できません。
- 期 間 1 日～6 ヶ月まで
- 費 用 各 300 円
※社協会員になっていない方は、別途会費 500 円/年度が必要となります。

【貸出し福祉機器一覧】



【車イス】 （自走式）

利用者が自分で操作（ハンドリムを駆動等）するタイプの車イス。介助者に押してもらってもできる。



【車イス】 （介助式）

主に介助者が押すことで動かすことができる車イス。ハンドルには介助用ブレーキがついている。自走式に比べて後輪が小さく小型で小回りが利き、軽量で持ち運びにも便利。



【歩行器】

左右のフレームを交互に持ち上げながら進む歩行器。固定型歩行器ほどの腕力を必要とせず、左右どちらかの足が絶えず地面に接しているため足元がおぼつかない人にも有効。



【ポータブルトイレ】

ベッドから離れることはできるがトイレまで移動できない、またはトイレまでの移動が不安定な人のために、排泄動作を安全かつ自立的に行えるよう主として寝室で使用する簡易便器。



【松葉杖】 （S・M・L）

松葉杖は、二の腕で杖をはさみ、安定させ、手のひらで体重を支え使用。安定が得やすいため骨折など、まったく片足に体重をかけられない人などに適している。

【申込み方法】 日高市社会福祉協議会にて所定の申請書にご記入のうえお申込みください。その場で貸出を行います。

受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

【返却方法】 必ず期限内に、申請者もしくは利用者ご本人が返却してください。

- 【注意事項】
- ・数に限りがありますので、お電話にてご確認のうえ来所されることをお勧めします。
 - ・貸出し期間中における機器の破損、故障等の修繕、弁償等は申請者もしくは利用者のご負担となりますので取扱いにご注意ください。また使用後はきれいにしてから返却してください。
 - ・貸出し期間の延長を希望する場合は、その旨をご連絡ください。
 - ・在宅福祉サービスですので、利用者が入院・入所等された場合は、返却をお願いします。

お問い合わせ 社会福祉法人 日高市社会福祉協議会

日高市楡木 201 番地（日高市総合福祉センター「高麗の郷」内）/Tel042-985-9100

平成 27 年 4 月 1 日